令２医務保険第１１５７号

令和３年(2021年)２月８日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

　ついては、通知による定員超過入院等を行う場合には、事前に管内保健所に申し出の上、協議書を御提出ください。

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939